



2024年10月以降の屋外広告物許可申請等について

2024年10月1日より、改正された町田市景観条例及び同条例施行規則と、新たに制定された町田市屋外広告物条例及び同条例施行規則が施行されます。

町田市内における屋外広告物の表示等に関する事項について、主な変更点をお知らせいたします。

(1) 申請窓口と許可権者について

標識利用広告や車体利用広告などを含め、種別に関係なく全ての屋外広告物の申請窓口が町田市地区街づくり課になります。また、許可権者は町田市長となります。

■申請書類について

申請書等の様式は、チラシ裏面の市HP「屋外広告物許可申請について」より新しい様式をダウンロードして使用してください。

■今まで東京都許可分と町田市許可分を分けて申請していた場合

今まで東京都分と町田市分に分けてご申請いただいていた案件については、全て町田市への申請に一本化されます。東京都分と町田市分を1つの申請書にまとめてください。

この際、東京都分だった屋外広告物と町田市分だった屋外広告物を判別する必要があるため、市HP「屋外広告物許可申請について」より新しい「面積一覧表（都分・市分合体申請用）」様式をダウンロードして作成をお願いいたします。

■屋外広告業の登録について

屋外広告業の登録の窓口は引き続き東京都となります。

(2) 広告旗、立看板等の許可期間について

広告旗、立看板等の許可期間が1か月から3か月に変更されます。

(3) 事前協議について（新規・変更申請、特定屋内広告物）

許可申請を行う前に、町田市景観条例に規定する事前協議が必要となります。

申請内容	事前協議の要否
新規申請・変更申請	必須
更新（継続）申請	不要
車体利用広告（電車、バス、乗用自動車又は貨物自動車の外面を利用するもの）で東京屋外広告協会のデザイン審査を受けているもの	不要
特定屋内広告物（建築物の窓の内側から屋外に向けて表示される広告物）で窓面の内側からの距離2m以内、表示面積1㎡以上のもの	必須

■事前協議の時期

屋外広告物許可申請をする15日前又は申請に係る屋外広告物等の規模、形態、意匠等を変更することが可能な日のいずれか早い日までに事前協議申出書（第4号様式の2）により申請してください。

■必要な書類

- 事前協議申出書（第4号様式の2）
- 付近見取図（設置場所や周辺の状況を表示）
- 周辺の状況のカラー写真
- 屋外広告物等のデザイン図（寸法、素材、色彩のマンセル値等を表示したもの）
- 屋外広告物等の立面図
- 屋外広告物等を設置する建築物等の立面図 等

(4) 許可基準等について

第一種・第二種低層住居専用地域及び用途未指定地域における規格が追加、変更されます。
追加、変更した事項は下記のとおりです。

■第一種・第二種低層住居専用地域

項目	広告物の種類	2024年9月までの規格 (東京都屋外広告物条例及び施行規則)		2024年10月以降の規格 (町田市屋外広告物条例及び施行規則)
上端高さ	建植広告物等	地上10m以下	⇒	地上4m以下
	壁面利用広告物等	地上52m以下	⇒	地上4m以下 ただし、自家用広告物(自己の事業や営業の内容を含まないものに限る)は、以下のいずれかであれば表示可能 ・名称等を構成する文字や記号等を塗料等で壁面に直接描くもの ・名称等を構成する文字や記号等を金属等で作成し、壁面に直接取り付けるもの ・光源が点滅しないもの
色彩(彩度)	全て	—	⇒	1面の表示面積が3㎡を超える場合、 表示面積の過半の色の彩度は、 色相に応じて、下記の通りとする。 ・0.1R～10Y: 彩度8以下 ・0.1GY～10G、0.1PB～10RP: 彩度6以下 ・0.1BG～10B: 彩度5以下
色彩(色数)	全て	—	⇒	1面の表示面積が3㎡を超える場合、 色数は4色以下
余白	全て	—	⇒	余白の面積割合が表示面積の30%以上

■市街化調整区域のうち用途未指定地域

項目	広告物の種類	2024年9月までの規格 (東京都屋外広告物条例及び施行規則)		2024年10月以降の規格 (町田市屋外広告物条例及び施行規則)
種類	屋上利用広告物等	—	⇒	禁止
	壁面突出広告物等	—	⇒	禁止
表示面積	全て	—	⇒	合計20㎡以下(学校・病院は合計50㎡以下)
	壁面利用広告物等	1面の表示面積は50㎡以下	⇒	1面の表示面積は20㎡以下(学校・病院は50㎡以下)
上端高さ	建植広告物等	地上10m以下	⇒	地上4m以下
	壁面利用広告物等	地上52m以下	⇒	地上4m以下 ただし、自家用広告物(自己の事業や営業の内容を含まないものに限る)は、以下のいずれかであれば表示可能 ・名称等を構成する文字や記号等を塗料等で壁面に直接描くもの ・名称等を構成する文字や記号等を金属等で作成し、壁面に直接取り付けるもの ・光源が点滅しないもの
照明	全て	道路、鉄道、軌道の区域では 露出したネオン管の使用禁止	⇒	ネオン管の使用禁止
色彩(彩度)	全て	—	⇒	1面の表示面積が5㎡を超える場合、 表示面積の過半の色の彩度は、 色相に応じて、下記の通りとする。 ・0.1R～10Y: 彩度8以下 ・0.1GY～10G、0.1PB～10RP: 彩度6以下 ・0.1BG～10B: 彩度5以下

お問合せ

町田市都市づくり部
地区街づくり課街づくり景観係
〒194-8520 町田市森野2-2-22
町田市庁舎 8階 804
TEL 042-724-4267 (直通)
✉ mcity6760@city.machida.tokyo.jp

【町田市公式HP】

屋外広告物
許可申請について

